

答 申 第 7 8 1 号  
令和元年 10 月 15 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、令和元年10月10日付け  
神建都第62号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

カメラと画像認識A Iによる自転車等放置状況把握システムの実証実験について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 放置自転車対策の強化のため、自転車駐車場周辺にカメラを設置して、撮影日時、放置自転車等及び自転車等放置者の画像等を収集することは、自転車等の放置状況を的確に把握し、放置自転車等の効果的な撤去の検証に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

カメラと画像認識AIによる自転車等放置状況把握システムの実証実験について  
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙  
答申 781

**【収集する情報】（第7条関係）**

主として、次の情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 放置自転車等及び自転車等放置者の画像等

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- 3 撮影対象地点を通過する人物の画像等



答 申 第 7 8 2 号  
令和元年 10 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 10 月 10 日付け神建都第 63 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

カメラと画像認識 A I による自転車等放置状況把握システムの実証実験について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 放置自転車等の曜日や時間帯に応じた放置傾向や駐輪時間を正確に把握するため、放置自転車の多い場所の画像情報を分析する自転車等放置状況把握システムの実証実験を行うことは、放置自転車等の効果的な撤去に資するものであり、歩行者の安全で円滑な通行に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

カメラと画像認識A Iによる自転車等放置状況把握システムの  
実証実験について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 782

**【処理する情報】（第 11 条関係）**

主として、次の情報の処理を行う。

- 1 撮影日時
- 2 放置自転車等及び自転車等放置者の画像等

上記情報の処理を行う中で、派生的に以下の情報の処理を行うことになる。

- 3 撮影対象地点を通過する人物の画像等

画像等をA I解析することにより、以下の情報を処理する。

- 4 自転車台数
- 5 人の軌跡情報